

年金受給に係る重要事項説明書

農業者年金の受給権者となられた方が、年金を適正に受給し続けるために必要な事項について、以下に説明しております。裁定請求に際して必ずお読み下さい。

なお、裁定後、裁定通知書とともに「受給権者のしおり」を送付します。この重要事項説明書は、「受給権者のしおり」とともに大切に保管しておいて下さい。

1. 経営移譲（経営継承）した後の諸名義の変更（経営移譲年金・特例付加年金）

経営移譲年金又は特例付加年金受給権者の方については、経営移譲又は経営継承が実体を伴った適正なものであることの確認等を、年金裁定後の最初の現況届の提出時に行うこととしており、農業委員会に次の(1)～(3)の諸名義の全部（第三者に経営移譲又は経営継承した場合は(1)及び(2)の名義のみ）が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等されているかどうかの確認をお願いしております。

- (1) 農業共済の加入名義
- (2) 経営所得安定対策等交付金の申請名義
- (3) 農業所得に係る納税申告の名義

このため、未だこれらの諸名義を変更等されていないときは、諸名義が変更等されたことの確認書類を最初の現況届を提出する年の5月末日までに農業委員会に提出してください。

〔経営移譲年金・特例付加年金の裁定取消又は支給停止措置について〕

最初の現況届の提出時に、上記諸名義の全部が経営移譲又は経営継承の相手方に変更等がされていないと、現況届への農業委員会会長の確認の押印が行われず、その年の11月定期支払分から年金の支払が差止めとなります。

さらに、この場合、所定の手続きを経て経営移譲年金又は特例付加年金の裁定取消等を行うこととなりますのでご注意ください。

最初の現況届以降も、上記諸名義は引き続き経営移譲又は経営継承の相手方名義となっている必要があります。

また、諸名義があなたに戻されると経営移譲年金又は特例付加年金が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、支給停止となった後に、支給停止事由が消滅したため、再度年金を受給されることとなった場合には、受給を再開した後の最初の現況届の提出時に、再度、上記の諸名義の変更等を確認することとなります。

支給停止については、以下の3で詳しく説明します。

2. 現況届の提出（各年金共通）

農業者年金を継続して受給するためには、「農業者年金受給権者現況届」を、毎年6月中に農業委員会に提出し、農業を営んでいないことなど、引き続き

年金を受給する資格があるかどうかの確認を受けなければなりません。

現況届の用紙は、毎年5月下旬に独立行政法人農業者年金基金から直接お送りしますので、同封の説明書をよく読み、ご本人が記入及び署名（ご本人が記入及び署名ができない場合は、代理人（親族等）が記入及び署名）して、住所地の農業委員会へ提出してください。

現況届が提出されていないときは、引き続き年金を支払ってよいかどうかの判断ができませんので、11月の定期支払分から、年金の支払が差し止められます。

ただし、その後、現況届が提出されたときはこの差止を解除し、年金をお支払いします。

〔経営移譲年金又は特例付加年金を受給する方〕

経営移譲年金又は特例付加年金を受給する方が現況届を提出する場合は、諸名義が引き続き経営移譲又は経営継承の相手方となっていることをご確認のうえ、現況届を農業委員会へ提出してください。

また、諸名義の保有状況を確認する必要がある場合は、当基金又は農業委員会が関係機関に照会することがありますので、照会することについて同意のうえ、現況届の自署欄に署名してください。

なお、経営移譲年金又は特例付加年金の支給停止事由に該当している場合、現況届は受理できません。

3. 経営移譲年金の支給停止事由該当届の提出

【経営移譲年金の支給停止】

経営移譲年金の受給権者が次の支給停止事由に該当したときは、その翌月分から経営移譲年金の支給が停止されます。

- (1) 農地等を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還を受けて農業経営を再開したとき（第三者に経営移譲した場合は自留地の範囲（10アール（道南を除く北海道の区域は20アール）以内）を超えて農業経営を再開したとき
- (2) 農地所有適格法人（農業生産法人）の組合員・社員又は株主となったとき
- (3) 障害のため年金を受給されていた方が本来の支給開始年齢（60歳）前に障害の状態が軽くなったとき
- (4) 後継者に貸し付けて経営移譲した農地等を、支給停止にならない事由（土地収用該当事業用地として農地を処分した場合など）以外の目的で返還を受けたとき、又は後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が農地等を使用しなくなったとき

【加算額の支給停止】

加算付の経営移譲年金を受給している場合で、特定譲受者に農地等を貸し付けている場合で、その農地等を、支給停止にならない事由（土地収用該当事業用地として農地を処分した場合など）以外の目的で返還を受けて1年を

経過したとき又は特定譲受者がその権利を他の者に移転又は設定したことにより使用しなくなったときは、その翌月分から経営移譲年金の加算額部分の支給が停止されます。

上記に該当した場合は、速やかに「**農業者年金経営移譲年金支給停止事由該当届及び特例老齢年金裁定請求書（様式第 57 号）**」を JA に提出してください。

この届出が遅れますと、停止すべき年金の支給が引き続いて行われ、受け取りすぎた年金を返還しなければなりませんのでご注意ください。

経営移譲年金が全額支給停止となったときは、「特例支給の農業者老齢年金」が支給されます。

なお、経営移譲年金の繰下げ支給の申出をしている方が全額支給停止となる場合は、支給停止と同時にその申出が撤回されたものとみなし、「特例支給の農業者老齢年金」が支給されます。

また、支給停止の事由に該当しなくなった場合（返還を受けた農地等に付き使用収益権の設定を行った場合など）は、経営移譲年金の支給が再開されますので速やかに「**農業者年金経営移譲年金支給停止事由消滅届（様式第 58 号）**」を JA に提出してください。

なお、上記の支給停止にならない事由については、事由ごとに該当要件や所定の届出手続きがありますので、返還等を受ける前に必ず JA 又は農業委員会に相談してください。

4. 特例付加年金の支給停止事由該当届の提出

特例付加年金の受給権者が次の支給停止事由に該当したときは、その翌月から特例付加年金の支給が停止されます。

- (1) 農地等又は施設を買ったり、借りたり、あるいは貸付地の返還を受けて農業経営を再開したとき
- (2) 農業を営む法人の常時従事者である構成員となったとき
- (3) 後継者に貸し付けて経営継承した農地等又は施設を支給停止とならない事由（土地収用該当事業用地として農地を処分した場合など）以外の目的で、
 - ① 返還を受けて 1 年（※条件不利地域は 2 年）経過したとき
 - ② 返還を受けて転用又は転用目的で処分したとき
 - ③ 後継者が他の者にその権利を移転又は設定したことにより後継者が使用しなくなったとき
 - ④ 返還を受けて 1 年（※条件不利地域は 2 年）経過前に農地等が遊休化して農業委員会の利用意向調査を受けたとき

※ 条件不利地域とは、山村振興法に基づく振興山村、特定農山村法に基づく特定農山村、離島振興対策実施地域、奄美群島、沖縄、小笠原諸島、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、過疎法に基づく過疎地域をいう。

上記の支給停止事由に該当した場合は、速やかに「**特例付加年金支給停止**

事由該当届（様式第 K51 号）」を JA に提出してください。この届出が遅れますと、停止すべき年金の支給が引き続いて行われ、受け取りすぎた年金を返還しなければならなくなりますのでご注意ください。

なお、上記の（3）の①、②及び④の場合は、「特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届（特例付加年金）（様式第 K65 号）」を併せて JA に提出してください。

また、支給停止の事由に該当しなくなった場合は、特例付加年金の支給が再開されますので速やかに「特例付加年金支給停止事由消滅届（様式第 K52 号）」を JA に提出してください。

なお、上記の（3）の支給停止にならない事由については、事由ごとに該当要件や所定の届出手続きがありますので、返還等を受ける前に必ず JA 又は農業委員会に相談してください。

5. 年金を受けている方が亡くなられたとき（各年金共通）

年金を受けている方が亡くなられたときは、その遺族の方は10日以内に「**農業者年金死亡関係届出書（様式第 K31 号）**」に年金証書と死亡の事実を明らかにできる書類を添えて、JA に提出していただく必要があります。

この届出が遅れますと、亡くなられた方への年金の支給が引き続き行われ、受け取りすぎた年金をご遺族が返還しなければならなくなりますのでご注意ください。

年金は、受けている方が亡くなられた当月分まで支払われますので、支払われるべき年金があるときは、未支給年金として遺族の方がこれを請求することができます。

この未支給年金を請求できる遺族の範囲及び請求順位は、年金を受けていた方が亡くなられたときに、生計を同じくしていた1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母、6.兄弟姉妹、7.第3親等内の親族（甥姪、子の配偶者、叔父叔母等で平成26年4月1日以降に死亡された者から、請求できる）となります。先の順位の方が居る場合、後の順位の方は請求出来ません。未支給年金を請求する方は、必要書類を添付のうえ、JA に提出してください。

生計を同じくしていた場合としては、死亡当時、受給権者と同居していた方又は別居の場合で、その亡くなった方によって生計を維持されていた方（経常的に援助を受けていた方）や、亡くなった方の生計を維持していた方（経常的に援助していた方）となります。

6. 死亡一時金（新農業者老齢年金のみ）

年金を受けている方が、80歳に到達する日までに亡くなられた場合は、死亡一時金が支給されることがあります（国庫補助を原資として支給される特例付加年金部分については、死亡しても一時金は支給されません。）。

なお、未支給年金及び死亡一時金の給付を受ける権利は、死亡日の翌日から5年を経過したときは、時効により消滅します。

【詳しいことは最寄りの JA 又は農業委員会へお尋ね下さい】

独立行政法人農業者年金基金